

令和元年第4回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

令和元年12月10日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- |       |    |       |             |
|-------|----|-------|-------------|
| No. 1 | 9番 | 藤田節夫君 | (P 13～P 34) |
| No. 2 | 5番 | 河西美次君 | (P 35～P 42) |
| No. 3 | 8番 | 真船正晃君 | (P 43～P 58) |

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 河西美次君	6番 松田隆志君
7番 鈴木勝久君	8番 真船正晃君	9番 藤田節夫君
10番 秋山和男君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 鈴木武男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	東宮清章君
教育長	鈴木且雪君	参事兼 会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	真船貞君	企画政策課長	福田修君
財政課長	田中茂勝君	税務課長	伊藤秀雄君
参事兼 住民生活課長	鈴木真由美君	福祉課長	相川哲也君
健康推進課長	田部井吉行君	環境保全課長	木村三義君
産業振興課長	長谷川洋之君	参事兼 建設課長	鈴木茂和君
上下水道課長	相川晃君	参事兼 学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川浩君	農業委員会 事務局長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局 庶務係長	金田洋子		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正康君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

先月、11月13日に、全国町村議会議長会全国大会が東京都内のNHKホールにおいて開催されましたが、その席上において、大石雪雄君が町村議会議員30年以上在職に贈られる同議長会創立70周年の記念表彰を受けられました。

昨日、西白河地方町村議会議長会を通じて表彰状が届けられたところであります。

よって、大石雪雄君の栄誉をたたえ、皆様にこのことをご報告申し上げますとともに、ここで表彰状の伝達を行います。

大石雪雄君、前へお進み願います。

（表彰状の伝達）

○議長（真船正康君） 受賞、まことにめでとうございます。

早速、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（真船正康君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第1、9番藤田節夫君の一般質問を許します。9番藤田節夫君。

◇9番 藤田節夫君

1. 子育て支援について
2. 防災行政について

○9番（藤田節夫君） おはようございます。9番、日本共産党の藤田です。

通告に従いまして一般質問をします。

本日は、村の川谷小学校と羽太小学校の児童さんが見えておられますので、明快な答弁と前向きな答弁をお願いしておきたいと思っております。

まずはじめに、質問の第1、子育て支援について。質問の要旨1、児童クラブの入所条件について伺います。

児童クラブは、保護者が仕事などで昼間の時間帯にいない小学生が、放課後や夏休みに安心して過ごすことができる場所を提供している施設です。

最近では、共働き世帯やひとり親家庭などの増加で、児童クラブを利用する家庭が増えてきています。村内のお母さんたちから、「児童クラブに入会できないので何とかしてほしい」などの声が聞かれますので、何点かお伺いしていきます。

はじめに、現在の各児童クラブの入居状況について伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） 9番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

質問第1、子育て支援について。質問の要旨1、児童クラブの入居状況についての現在の児童クラブの状況についてということでございますけれども、現在、村全体で413名の児童が各児童館・児童クラブを利用している形となっております。

村内5つの小学校で運営しておりますけれども、12月1日現在の児童数1,120名に占める利用児童の割合は36.8%となっております。村内の小学生の3人に1人が児童クラブを利用しているという形となっております。

小学校別の利用者数と利用割合を申し上げますと、熊倉小学校140名、37.6%、小田倉小学校162名、37.8%、米小学校60名、27.4%、羽太小学校26名、39.4%、となっております。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） ただいまの答弁は、これは現在利用している児童と思われそうですが、各施設の定数は何名ずつになっているのでしょうか。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

定数という形で条例上設定しているわけではありませんけれども、各児童クラブの面積で1人頭1.65平米の確保が必要ということで、あと支援員につきましても40人を1支援単位というような形でやっております。40人に支援員の数を2人以上つけなければならないという基準がありまして、それに基づいて現在運用を行っている形となっております。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 先ほど申しましたけれども、児童クラブに入会できないと、お母さんたちから何件か聞いていますけれども、現在の状況をお伺いいたします。

また、待機児童は何人ぐらいいるのか、それぞれの児童クラブごとにお聞きいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

児童クラブの待機の状況についてということでございますけれども、現在、入会を待っていただいている方につきましては、小田倉児童クラブで4名、熊倉児童クラブで1名となっております。現在、入会に向け調整を図っているところでございます。

入会をお待ちいただいている保護者の方には現在、ご不便をおかけしておりますけれども、児童の安全を第一に重視し、職員の調整を図り、可能な限り児童の受け入れを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 小田倉児童クラブ4名、熊倉児童クラブ1名ということですが、現在、1年生から6年生まで児童クラブに受け入れることになっておりますけれども、

ども、この学年ごとの内訳はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学年別の内訳ということでございますが、学年児童数に占める利用割合の状況を申し上げますと、小学校1年生で110名、57%、小学校2年生で83名、50.9%、3年生で98名、48.5%、4年生で66名、37.8%、5年生で36名、10.1%、6年生で20名、11%となっております。1年生、2年生、3年生で約5割、4年生で約3割、5年・6年生で約2割の児童が児童クラブを利用している状況でございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 育休で仕事を休み、保護者が家にいる家庭は、一度退会させるとなっていますが、退会することにより、入所を待っている児童が——待機児童ですね——入会することで、育休が終わっても児童クラブに再度入会することができないと聞いております。

また、育休の間は子どもさんは歩いて帰ることになり、安全面でも心配されます。子どもの帰宅途中での事件・事故が多発しております。育休のお母さんに至っても、産後の体調や急な要件ができて家庭をあけるときもあります。また、育休が終わり、仕事に復帰したくても、保育園に入所することは約束されていても、児童クラブの受け入れの確約がなければ仕事に復帰することができず、予定が立ちません。

母親が子どもを産み育てることは並大抵のことではないと思います。育休があっても、上のお子さんを児童クラブから退所させるべきではないと思いますが、伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

育休中の対応についてということでございますけれども、児童クラブの入会要件は、保護者が就労等の理由により自宅が放課後留守になる家庭の1年生から6年生までの児童となっております。また、村長が特別必要と認めた児童となっております。このような定義から、現在は、保護者の育休中は放課後の児童の保育に欠けるという条件から外れてしまうという判断基準で運営しております。

議員のおっしゃるとおり、急な要件の発生時や、下校時の事故等への不安、育休明けの入会予約につきまして、支援員の増員を第一に受け入れ体制を拡大し、臨機応変に対応できる体制が必要と考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） いろいろ入会要件があっても、家にお母さんたちが育休でいる場合などは、1回退会させられると、こう私先ほど言いましたけれども、退会して、育休が終わって、仕事に次に入るときにその確約がない。結局、児童クラブがいっぱいになって、次の上の子が入れないという状況が出てくる、これが一番今問題になっていることなんですね。

これ保育園も一緒なんですけれども、上のお子さんが保育園に入っていて、結局、

お母さんが育休になると保育園から退園させられるというようなことがあります。これは以前、一般質問の中で質問したんですけれども、こういったことでは、やっぱり村の子ども産み育てる環境としてはちょっとお粗末かなというか、この辺をやっぱり改善していくべきだと私は思いますけれども、その辺、村長はどのように考えていますか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

課長が先ほど申しましたように、一応ルールというものがあります。ただ、ルールばかりではできないこともありますので、それは柔軟に今後検討していきたいと思っておりますので、どうかご理解お願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） ルールがあるから何でもだめだということではなくて、やっぱりこの村に合った子育て支援ということで、そういった条件、要件も変えていくべきだと私は思うんですよね。ぜひ、そういったことでは検討していただきたいと思っております。

あと、西郷村には児童クラブと言われるところが各学校単位で設置してありますけれども、もし熊倉児童館が待機児童がいっぱいであるならば、あいている児童クラブ、米だったり、そういったところに村として車を出して移動する。それは、保護者の了解と子どもさんの了解を得るのはもちろんではありますけれども、そういったこともやっていいんじゃないのかなと私は思うんですよね。

以前、羽太小学校の子どもさんを熊倉児童クラブに車で送り迎えしていたという実績もあるので、そういった意味では、臨機応変にその辺はやっていただきたいなと思っております。デマンド型乗合タクシーも、忙しくて使えないときもあるでしょうけれども、そういった意味も含めて、そういった考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

他学区の児童クラブの利用についてということでございますけれども、デマンド型乗合タクシーなどを使いながら、比較的スペースに余裕のある児童クラブを利用してはどうかということでございますけれども、まず児童本人がほかの学校の児童クラブに行きたがるかというのが第一の問題になるかと考えております。保護者の同意が得られたとしても、児童には不安を与えることになるので、慎重な対応は必要となってくるかと思っております。

また、学校ごとに行事なども異なり、開所時間の調整など、実施については多くの課題がある形となりまして、現時点ではデマンド型のタクシーなどを使った児童クラブの利用は、安全面を含めて難しいのではないかと考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 保護者と児童本人の確約というのは必要だと思いますけれども、それでもいいとなれば、結局、お母さんたちが仕事ができない、子どもさんがいて仕事ができないという条件のもとなので、そういったことは検討していくべきだと私は

思います。

それで、次に、指導員のなり手がいないと聞いていますが、状況をお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） 指導員の状況でございますけれども、児童館・児童クラブでは館長、保育士の国家資格や放課後児童支援員認定資格を有する放課後児童支援員、補助員を含めて、現在28名の職員で放課後の児童の支援に当たっております。

現在も職員の募集は行っておりますが、なかなか応募もままならず、支援員の確保に苦慮している状況でございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） なかなか集まらない、苦慮しているということですが、指導員の人数は、1教室当たり子ども人数は40人以下で指導員は2人以上となっております。うち1人は、必ず学童保育固有の研修を受け、資格を持った人を充てております。ところが、政府は、指導員の人数を減らすことができる法案、第9次地方分権一括法で、今年の5月の国会で自民党、公明党の賛成多数で可決成立されました。

来年4月から施行されます学童保育の職員配置基準を、全国一律ではなく、区市町村は条例で独自に設定することができるように決めました。守る、守らないかは自治体に任せるというものですが、村はどのような考えにしているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

支援員の設置基準についてということでございますけれども、平成27年度より40名の児童を支援の1単位といたしまして、その単位ごとに放課後児童支援員を2名以上配置し、その2名のうち1名は保育士等の資格を有する者や実務経験を有する者で、都道府県が実施する研修を修了した有資格者でなければならないということとなっております。

しかし、平成31年からはこの基準が見直されまして、配置基準が緩和されたような形でございますけれども、村におきましては、児童の安全を第一に考え、以前と同様に40人2名体制という形の実施をしているところでございます。

面積につきましては、児童1人当たり1.65平米が基準となっておりますので、面積要件をクリアするため現在、熊倉の児童クラブの整備をしているところでございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） この法案に対して、全国の自治体で反対の意見書、10月1日現在ですけれども、12道県50市町の議会で採択がされまして、また、全国で署名を集め、国会に提出する中で、厚労省は10月3日付で、指導員の人数を参酌すべき基準とされたが、その基準内容はこれまでと変わらないものではないことを明記し、通達を出しましたが、今後の対応に注視していかなければなりません。人手不足だからといって安易に考えないで、放課後の子どもたちが安全・安心して過ごせることが

できる児童クラブにしていただきたいと思います。

また、指導員の給与は一般的に低く、児童の安全を預かる責任の重さや保護者への対応など、求められる仕事も複雑化しているため、なり手が少ないと聞いています。指導員の処遇改善をすべきと思いますが、どのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

村では児童の安全を第一に考え、以前と同様に2名体制で実施していく形は継続していきたいと考えています。

また、職員の処遇改善ということで、支援員さんの処遇になりますけれども、そちらも前向きに、給与面を含め真摯に取り組んで、改善のほうを図っていきたくて考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 処遇改善とか前向きに取り組んでいくということなので、理解したいと思います。

児童クラブの募集ですけれども、広報にしごう12月号に、令和2年度、来年度です、児童クラブ入会受付要項が記載されておりました。指定された申請受付日と受付時間等が書かれておりました。受付の日は各児童館1日の、受付時間は16時から18時とわずか2時間ということで記載されておりましたけれども、受付日にしても受付時間にしてももう少し幅を持たせて、期間を広げるなりしないと、働くお母さんにとっては、こういった1日だけの時間で申請するのは難しいと思いますけれども、その辺変更するというか、変えるべきではないでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

受付期間についてということで広報のほうに載せさせていただいたわけですが、申請受付につきましては、あくまで新規の方のみということで、集中受付期間として設けておまして、この期間以外でも随時受付のほうは行っております。継続して利用を希望している方につきましては、各児童クラブのほうで随時受付を行っている形となっております。

広報への掲載について、ちょっと今回ご指摘がありましたので、次年度になりますが見直しをかけていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） その日だけじゃなくて、随時受け付けているということですが、まず広報に載せるのであれば、そういったこともしっかり記載して出さないと、それを見る保護者たちは、この日でこの時間に行かないと申請できないのかというふうに思われるのは当然だと私は思いますけれども、今後、記載方法を変えてやっていくということで理解しておきますけれども、その辺もちゃんとしてやっていただきたいなと思います。



また、受付場所とか、継続して児童クラブに入会するという子どもさんもいると思うんですね。そういった子どもさんは、一々ここに来て受付をしなくとも、児童クラブで取り扱うようにするべきではないかと思えますけれども、それに対してもお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

児童クラブの現場において新規の方もという話になるのかと思えますけれども、これはちょっと検討させていただいて、受付の際には当然聞き取り等も含まれてきますので、職員の体制なども含めて、検討のほうをさせていただきたいと思えます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） それと、対象児童についても広報にしごうには記載されておりますけれども、「祖父母等が同居もしくは同一敷地内等で生活し児童を監護できる場合は入会できません。」と記載されております。同居してもなかなかうまくいっていない家庭や、高齢になり子どもの面倒を見るのが困難な家庭もあります。一概に祖父母が同居しているからといって、入会できないと判断することは問題があると思えますが、伺います。

また、先ほども申しましたが、保護者が求職中、育児休暇等により休職中の場合は入会できませんと記載しておりますが、この件も先ほども質問しましたがけれども、保護者の立場に立って、丁寧に記載する必要があると思えますが、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

祖父母についてということで、家庭において子どもの面倒を見てくれる方がいるということで、祖父母の方がいらっしゃる場合は、児童クラブの保育に欠ける要件という形のものに該当しなくなるという判断基準にしておりますので、祖父母が自宅にいる方は対象から外させてもらっていますが、現在、年齢で祖父母について明記をさせていただいております。65歳以上の祖父母という形であれば、自宅で保育に欠けるという要件に該当させて、預かっている形としております。

その辺の年齢で区切っている形は市町村によってまちまちで、近隣の市町村ですと70歳にしたりとか、年齢枠を設けずに、何歳でも祖父母が自宅にいれば保育の要件に欠けるということで預からない市町村もございますけれども、現在、西郷村においては65歳という形で基準を設けてやっているところでございます。

また、育休中につきましては、先ほども申し上げましたが、自宅に保護者の方がいるということで、現在は保育に欠ける要件に当たらないということで対象から外している形でありますけれども、今後、児童支援員の確保などを含めて、臨機応変に対応できる体制をつくっていきたいと考えているところでございますので、ご理解いただければと思えます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 大体理解しましたけれども、結局、家の同一敷地において、同一に

住んでいても祖父母となかなか理解し合えない、子育ての面に対してもですよ、指導面に対しても。そういった家庭が今増えてきているのが現実かなと思うんですけども、そういった意味では、やはり父母だけの仕事を全面的に見てやっていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、保育園の完全給食の実施について伺います。

保育園の給食は、保育料の無料化と切り離され、実費徴収となりました。須賀川市や泉崎では給食費の無償化がされました。

9月の定例会で、西郷村でも無償化に踏み切るように質問しましたが、回答を得られていません。来年度の予算に計上されることを期待したいと思います。

今回は、保育園の完全給食について伺います。

村内には私立保育園が1か所、公設民営が2か所、公設保育園が1か所と、計4か所ありますが、給食の供給がばらばらです。実態をお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） 質問の第1、質問の要旨2点目、保育所の完全給食についての中の村内保育所の給食の実態についてということでお答えいたします。

完全給食の質問でございますが、主食のご飯と副食のおかずの提供ということでございますが、現在、村内の保育園では、ご飯などの主食を提供しているところは川谷保育園とくまっこ保育園となっております。川谷保育園では主食代800円、くまっこ保育園では主食代700円を実費徴収しているところでございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） ゼロ・2歳児については完全給食ですが、3歳児からは完全給食を実施している保育園と、主食は持参、副食のみが給食になります。同じ村の保育園でシステムが違うということはまずいのではないのでしょうか。また、保育園によって保護者に係る負担がまちまちでは、整合性がとれないと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まきば保育園、みずほ保育園につきましては、主食のご飯を持参していただいております。まきば保育園のご飯の提供に当たっては、児童の登園の際に保護者からお弁当箱を預かりまして、各保育室に設置してある温飯器に保管をしまして、温かいご飯の提供とウイルス対策等に努めております。

完全給食の実施に向けた協議、実施が可能かどうかということで、各保育園と協議を行いました。課題なども出てきておまして、どちらの保育園も什器の購入、ガス釜、食器、食品保管庫、洗浄器、殺菌庫などの補充が必要となってくるわけですが、購入しても設置する場所がないという状況でございます。

日によっては、調理室の通路に台を置きまして、スペースを確保して対応している状況でありまして、安全性の面で危惧される状態であり、また、シンクの容量も、現

在の状況においても足りないと言われておりまして、完全給食の実施に当たっては、現状、いずれの保育園におきましても、スペースの確保が一番の課題となっているところでございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） まきばについてもみずほについても、最初の定員よりは相当増やして、増設して増やして当初よりは増えているので、手狭にはなっていると思うんですね。その分、調理場とか調理器具とかも数はそろえても、場所的に広がっていないというのが現状だと思うんですけれども、私、今、課長答弁にあったように、いずれの保育園もスペースの確保が一番課題となっているということなんですけれども、これはやっぱり増築なり改築なりをして、西郷村の児童は同じ条件でやっぱり保育するのが当たり前かなと思うんですけれども、一番の課題となっているということだけで、改修とかに踏み切ってやりたいというお話がありませんでしたけれども、まず村長はこういった点、どのように思っているか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられますように、手狭ということが問題でありまして、まきば保育園につきましては平成10年に園舎を建設し、当時は定員が20名、職員分も合わせて約140名分の調理を行っております。調理の面積や調理器具などを準備し、調理員の数も当時は3人で実施しておりましたが、その後、保育室の増築などを行い、現在では児童の定員165名、職員分を合わせると約200人分の調理をすることとなり、調理員の数も6名としております。

みずほ保育園につきましても、平成20年に定員20名からスタートしまして、その後、増築により下水道160名の定員、200名弱の調理を行っております。

先ほど課長からも答弁しましたとおり、安全性、そしてそれぞれの施設の大規模改修を行うため、いろんなスペースの面、しばらくはこのままで、その後、状況を勘案しながら考えていきたいと思っておりますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） しばらくはこのままでという答弁でしたけれども、やっぱり村では大規模な拠点づくりや道の駅、さらには総合運動公園などと大規模なハードの面で今進めていると思いますけれども、まずやっぱり村民の福祉の向上、子どもたち、少子化対策として、こういったところをまず最初に改善していくべきじゃないでしょうか。それから、余裕が出てきたらハードの部分に取り組んでいくということが、本来のあるべき姿だと思います。

完全給食しているところと主食は持参という保育園があるんですけれども、金額的にはこれ、主食を自分で持っていくところと完全給食のところの金額の違い、どのぐらいの差があるんでしょうか。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

完全給食をしているところとしていないところの金額の差ということでございますけれども、今現在、川谷保育園では主食代800円をとっていきまして、くまっこ保育園では700円を実費徴収という形で、完全給食を実施しておりますので、その金額が差になるという形となっております。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） これは月ですか。はい、了解しました。

保護者によれば、「自分で持っていったほうが経済的にいい」と、「いや、七、八百円の差だったらば、完全給食にしてもらいたい」という意見もさまざまだと思いますけれども、完全給食については保護者からの要望もたくさんあります。食の安全・安心の確保をはじめ、完全給食を通じて、栄養バランスを考慮した食育の推進、保護者の負担軽減といったさまざまな効果があると思います。

また、夏季季節には食中毒などが心配されます。完全給食にすることで安全が担保されます。子どもを産み育てやすい環境づくりとして、必要な施策と思います。設備の改善などが必要となってくると思います。前向きに検討するように申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

質問の第1、子育て支援について。質問の趣旨3、ロタウイルスワクチンの接種についてお伺いいたします。

広報12月号に「予防接種を受けましょう」として、令和元年任意予防接種の助成について掲載されておりました。予防接種名としてロタウイルスワクチン、おたふく風邪ワクチン、風疹ワクチン及び風疹抗体検査についての助成制度が記載されておりました。

おたふく風邪ワクチンと風疹ワクチンは接種費用が無料になっていましたが、ロタウイルスワクチンの接種対象は、ワクチンは2種類あり、1価ワクチンと5価ワクチンがあります。接種料金は、それぞれ約3万円と高価な料金になっており、多くの自治体で助成をしています。

ロタウイルスは感染力が強く、5歳までにほぼ全ての子どもが感染すると言われております。感染すると胃腸炎を起こし、下痢や嘔吐がひどく、重症化すると脱水症状などで入院治療が必要となることがあります。

村では、接種料金の約半分を助成していますが、高額なため、子育て世代には大きな負担になっています。村内の接種状況をまずお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 9番藤田節夫議員のロタウイルスワクチンについてのご質問、接種状況についてお答えをいたします。

まず、予防接種には、予防接種法に基づき実施される定期接種と予防接種法に基づかない任意接種があります。定期接種は、事業主体が市町村と法律に規定されており、西郷村では定期接種対象ワクチンのうち、A類疾病ワクチンの接種を全額公費負担で実施しております。また、定期接種のうちB類疾病及び任意接種対象ワクチンについては、種別によりその費用の一部を助成しております。

議員おただしのロタウイルスワクチン接種については現在、任意接種の対象となっております。

西郷村では、ロタウイルス胃腸炎の感染及び重症化予防のため、平成27年度から、生後6週から32週の乳児に対しロタウイルスワクチン接種費用の一部助成を実施しております。助成額については、1価ワクチンの2回接種が1回当たり6,000円、5価ワクチンの3回接種が1回当たり4,000円助成をさせていただいております。

ワクチンの接種状況でございますけれども、平成28年度が総数で145名、平成29年度が153名、平成30年度が118名の方に助成をさせていただいております。

以上です。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 接種状況をお伺いしましたけれども、受けざるを得ない子どもたちの何パーセントぐらい、何割ぐらいに当たるんでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

年度によって接種率は変わってくるんですけども、おおむね75%以上の乳児の接種が確認されております。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 2種類のワクチンがあって、それぞれ2回接種と3回接種あって、2回接種のほうは6,000円、これ1万3,000円から1万5,000円、接種料がかかると言われておりますけれども、村では6,000円と4,000円ですか、助成しているということですけども、福島県内においても二本松市などは全額無料で接種しているんですよ。そういった意味では、村としても、お子さんが生まれた後、何かと出費も重なるし、大変と思われまますので、ぜひ全額助成すべきだと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

現在、西郷村では、西白河管内の市町村と統一をしまして、1価ワクチンについて1回6,000円、5価ワクチンについて1回4,000円を助成をさせていただいております。

ロタウイルスワクチンにつきましては、厚生労働省のほうで法律に基づく定期予防接種の対象疾病にロタウイルス感染症を追加する予防接種法施行令の一部改正案を公表し、改正省令は令和2年1月中旬に公布、同年、来年の10月1日から施行予定となっております。

それで、定期接種化されますので、来年10月1日からは管内の市町村統一をしまして、全額公費負担での予防接種というふうに予定をしております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 今、課長言われたように、これは来年度の10月1日から、任意接種から定期接種になるということですがけれども、もうこれは政府で公表していることなんでしょうね。全て公表していることなので、じゃあ、これから出産を予定している人、たくさんいると思うんですがけれども、10月1日以前に出産する人は対象外ということになるんでしょうね。

そういったことをですよ、もう既に10月からこれが定期接種になって無料になるということがわかっているのであれば、村としてやっぱりこれ、わかった時点ですよ、もう全て10月まで生まれる子も無料で補助を出すと、こういったことは、去年の保育料の無償化に至っても、我が村は4月から10月まで、村の予算で無料にした経緯もあるんですよ。

白河地域で云々と言ったけれども、各自治体で全てこういったことはできるわけなので、何も白河市に右倣えしなくても私はいいと思うんですがけれども、高橋村長のお考え、どう思っているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

村長みずから働きかけてはどうかということでもありますけれども、白河医師会では管内市町村との委託契約において、定期接種のA類疾病についてはワクチン接種1件当たりの単価を管内統一単価とし、B類疾病については市町村助成額と自己負担額を統一単価として契約しています。

また、任意接種については、市町村助成額をこれも管内統一単価として契約しており、保護者の自己負担額は自由診療となるため各医療機関で異なり、それぞれ総費用から市町村助成額を除いた金額を負担していただいております。

白河医師会では、来年10月のロタワクチンの定期接種化に向けて、管内統一単価の設定を検討し、各医療機関との調整をしております。また、10月からロタワクチン薬価の値下げが予定されており、新薬価が決定する前に村単独の委託契約単価を定めることは、現在の各医療機関独自の単価を統一する作業が伴い、白河医師会に過大な事務負担をお願いすることになります。このため、村としては、今後も管内市町村との連携を注視する必要があると判断しまして、10月からの全額公費負担に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

なお、引き続き、令和2年4月から10月までは管内統一の助成金で実施しますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 都合悪いとね、そういった管内統一と言うんですがけれども、インフルエンザだって任意ワクチンなんですよ、だってね。それで、18歳まで無料になっている自治体は多いし、西郷村もようやく中学3年生だけ何とか、今年度からですか、無料で接種できるようになりました。

そういった意味では、管内で決めたからじゃなくて、村で助成すれば、お医者さんはお金もらえばいいはずなので。そういったことで、やっぱり前向きに検討してもら

いたいと思います。

時間もないのであれですけども、あと、村のホームページ、このことに関して、私チェックしてみましたらば、更新されていないんですよ。ホームページには平成27年4月1日から28年3月31日となっているんですよ。この中で一番私危惧されたのは、予防接種等々は云々、助成金なども書かれておりましたけれども、その下に「接種料金無料」と書いてあるんですよ。括弧して、指定医療機関で接種した場合はなっていますが、これも私理解できないんですけども、なぜ無料ということはこのホームページに書いてあるのか、その辺のところ、わかりましたらばお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 藤田議員のご質問にお答えをします。

議員ご指摘のとおり、村のホームページのほうに無料というふうに掲載をしてしまいました。これにつきましては間違いでございましたので、大変申しわけございませんでした。

また、更新についても、平成27年度に助成を始めたときから更新をしておりませんでしたので、こちらについても大変住民の皆様にご迷惑かけたことを、改めて申しわけなかったということで、現在、ホームページのほうを掲載を中止しまして、更新作業を実施しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 間違いだったということですけども、間違いでは済まないんですよ。村のちゃんとした広報で、無料ということ書かれて掲載しているんですよ。今ここでどうこう言うつもりはありませんけれども、ほかの課にしても、ホームページ更新していないのが結構あるんですよ。これは毎年毎年しっかりと更新をして、村民に知らせるべきではないんでしょうかね。これは基本だと私思いますよ。そういったことを申し伝えまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、保育士の確保についてお伺いいたします。

どこの自治体でも保育士の確保は難しく、喫緊の課題となっています。村でも今年度から、くまっこ保育園が新設され運営していますが、保育士が確保できず、受け入れ枠があっても受け入れをできない状況と聞いています。特に、国で定めた保育士の配置基準があり、ゼロ・2歳児は保育士の人数がより多く必要になってきています。村の保育施設の現状と来年度に向けた保育士確保の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） 質問の第1、質問の趣旨4、保育士確保についての保育士の状況についてということでご説明いたします。

まず、まきば保育園についてでございますけれども、現在、保育に従事する職員数は、正規職員9人、嘱託及び臨時職員20人の合計29人となっております。みずほ保育園につきましては正規職員11人、嘱託等の職員が14人の合計25人、くま

っこ保育園につきましては正規職員10人、嘱託職員11人の合計21人となっております。

保育士確保のための取り組みといたしましては、給与面での処遇改善を行ったところでございますけれども、保育士宿舍借り上げ事業、また保育士の就職準備金の貸付事業等を継続して行うことを想定しております。また、保育士の作業の軽減を図るために、保育士の資格を持っていない方とかを保育園に派遣といいますか、雇い入れて、軽減を図っていききたいとか、そういったものを考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 毎年、離職者もいると聞いておりますけれども、今年度は離職者が何名ぐらいいるのかをお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

離職者、現在で把握している数字でございますけれども、村の保育園についてでございますが、現在、今年度いっぱい離職をしたいと申し出ている方が3名ございます。理由といたしまして、一身上の都合ということで、それ以上の詳細は把握していませんけれども、あと中には退職ですとか、転出してこの地を離れるとかという方もございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 離職をするということはね、何かの理由があって離職するのであって、そういった離職をなるべくしないというか、そういった環境づくりも必要なかと思えます。

日本では保育士資格を持つ人の5割が潜在保育士と言われる、保育士の資格を持っているが、保育の仕事に携わっていない人がいると言われております。こういった方に対してどのような働きかけをしているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

潜在保育士についてということでございますけれども、現在まで保育の仕事についたことがない方につきましては、短時間勤務からの就労スタートですとか、ブランクのある方につきましては保育士就職準備金の貸付事業等を案内しまして、対応しているところでございます。また、OBを含め、保育士の資格のある保護者などにもアクセラ段階で声かけなどを行って、保育園に勤めていただきたいということで対応している状況でございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 保育士不足の原因は、一般に賃金の低さ、職員と非正規職員のあつれき、責任の重さ、保護者との関係の難しさ、勤務体系などがよく挙げられておりますけれども、こういった不満に対して村はどのように考えておるのか、お伺いいたします。



○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） 保育士不足の原因ということでございますけれども、保育士は全国的にも離職率が高く、資格があっても保育士として働くことを希望しないという方が多く見られるところでございます。

村においても同様の傾向にございまして、厚生労働省の統計によりますと、離職及び資格を有しながら保育士としての就職を希望しない。代表的な理由としましては、給与の安さと責任の重さ、人間関係ということとなっております。また、早番、遅番などの就労時間の問題や、近年、保育事故などの報道が多いことからわかるように、ちょっとした油断やミスが命にかかわるリスクがとても大きいという、メンタル面で負担が大きい業務ということもありまして、また、それにもかかわらず給与も安いというようなことで、さまざまな要因が複合的に交わって、保育士への就職希望者の低さにつながっているということで考えているところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ここで、9番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、休憩をいたします。午前11時20分より再開いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

9番藤田節夫君の質問を許します。9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 課長もね、保育士の処遇改善、また労働環境ですか、そういったことが必要となってきたということで、認識は一致しておりますけれども、一番私危惧しているというか、保育士のあり方について、先ほどちょっと課長のほうから保育園の状況ですか、保育士の状況、話されましたけれども、正規職員と非正規職員が約半々ぐらいですか、どこの保育園もね。

こういったことで、やっぱり職員同士のあつれきというか、片方は労働条件も給料も約束されている、片方の非正規職員はそれが無い、ただやる仕事は一緒。こういったことを解消しなければ、やっぱり保育士は集まらないし、途中で、やっぱり環境悪くて離職してってしまうというのが一番の原因かなと私は思っております。

政府は、2020年4月1日から同一労働同一賃金の施行に踏み切ります。同一労働同一賃金は、同じ職場で同じ仕事をする正規雇用の従業員と非正規雇用の従業員との待遇や賃金格差をなくすための改革です。まさしく保育職場に必要な法律で、国からお墨付きをもらえるわけですから、ぜひ西郷村としてもこれを受けて実施していただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

同一労働同一賃金についてということでございますけれども、現在、村の保育園に

ついて、全員が同一賃金というのは難しい問題であるということではありますが、議員のおっしゃるように、質のよい保育には職場の雰囲気は大変重要なことであるので、職員の処遇についてはさらなる検討の必要があると考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 今ね、同一労働同一賃金かなり難しいと言われましたけれども、なぜできないのか、これが。だって、国で働き方改革としてこれを推進すると、もうこの話は大分前から、大分古い話というか、ところが調べたら、来年の4月1日から実施するという事になっているので、こういったことをね、別に政府のお墨付きなので、村としてもやっぱり職員として全員採って、保育士資格ある人はですよ、全員採用していくべきじゃないんでしょうかね。村長、この辺どう思っていますか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

令和2年から、同一労働同一賃金ということを今、議員おっしゃいました。確かに、一緒に働いて給与が一番だと思えます。私もそれは認識しております。ただ、すぐという改善はできませんので、処遇改善については積極的に一生懸命やって、保育士の確保に努めたいと考えております。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） すぐにはできないということですがけれども、来年の4月1日からそういった法律が施行されるので、ぜひ早急にね、そういったことも考慮してやっていただきたいと。

以前のお話を、昔の話しちゃうとちょっといけませんですけども、前々村長ですかね、学校給食で働いている職員の人たちも全部職員にしたという経過もあるんです。だから、村長の判断一つで、私はこういったことも解消されるのかなど。毎年毎年、保育士探しをしなくても、安定した保育ができるし、いい環境で子どもたちを見守ることができると思います。

私立保育園などはほとんど正規雇用とされ、労働条件も約束されております。雇用の安定や保育士確保には有効と思われまますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

それと最後に、保育士の配置基準についてお伺いします。

国が定める配置基準は最低の配置基準で、この基準より全国どこの地域でもこれを下回ってはいけないという基準です。ゼロ歳児は保育士1人で3人までと、1歳・2歳児の子どもは6人に対して保育士が1人と、3歳児の子どもは20人に対して1人、4歳児からの子どもは30人に対して保育士1人となっていますが、村ではこういった基準は設けていないんでしょうかね、独自の基準というか。ほかの自治体を見ると、国を上回る基準を設定しているところが結構あるんですけども、この辺は村としてどんな状況なのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

保育士の配置基準についてということで、村の独自の基準というものは特段設けている形とはなっておりません。村では国の基準に従って配置をしておりますけれども、保育士が確保できれば、保育士の負担軽減のため、国の基準よりもより多くの人員を配置したいと、加配をしたいという考えは持っているところでございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 保育士が確保されればということですが、できればね、村で保育士の基準ですか、それを拡大して条例化してやっていければ、よい保育もできるのかと思います。

よく公営保育園は保育士がいっぱいて、働きやすく、保育するほうも助かるというふうなことなんですけれども、何か西郷村は、常にこういったものはもうほとんど国の定数がこれだから、国がこうだからって、そういう基準で決まっているような気がしているんですけれども、やっぱり村の子どもを育てていくためには村独自のね、そういったことを基準として設けて、子どもが生まれ育てやすい村にしていくのが少子化対策でも一役買うんだと思いますので、そういったことも含めて、村長にはね、そっちのほうも頭に入れて。

なかなか村長、福祉のほうはあんまり、そんなに重きを置いていないと思いますけれども、なかなかね、そういったところが見られないので、できればそういった方向にも目を向けて、今後、運営していただきたいと思いますと思います。

続きまして、次の質問に移ります。

次に、質問の第2、防災行政について伺います。

10月12日に発生した台風19号による被害は、記録的な大雨で、東日本の各地で多くの犠牲者を出すなど、深刻な事態を招きました。福島県内でも32人の方が犠牲になりました。

西郷村においても、犠牲者は出なかったものの、床上浸水をはじめ土砂崩れや道路の破損、農産物への被害など多くの被害が発生しました。被害状況等は広報にしごう12月号に掲載されていましたが、改めまして、被害状況や行政の対応などについてお伺いいたします。

まずはじめに、今回の台風19号による村内の被害状況について伺います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 9番藤田節夫議員のご質問にお答えいたします。

村内の被害状況につきましてお答えを申し上げます。床上浸水が2件、床下浸水が24件、罹災証明書発行件数で申し上げますと、半壊2件、一部損壊25件ということです。床下浸水の件数と一部損壊の罹災証明の発行件数がずれているのは、床下浸水以外で一部損壊の罹災証明を発行したためでございます。

また、道路被害につきましては52件、これには農道、林道等も含んでおります。

河川被害で申し上げますと5件、水路被害については96件、この96件などには堰などの被害も含まれているということでございます。

農地被害について80件ということでございまして、被害状況につきましては以上のとおりでございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） これで見ますと、農地被害が80件と多く見られますけれども、これはどのような状況なんでしょうかね、農地被害の状況。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

農地被害80件のうち主なものとしましては、田の畦畔崩落や水路敷の洗掘被害ということになっております。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 田んぼにですね、田んぼ、稲刈り終わった後、わらをたくさん敷いてあるところが見受けられて、そのわらが大雨と一緒に流れて大分被害が出た話なんですけれども、そういった点の被害はどのような被害だったんでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

わらの被害につきましては、村内で何か所かございました。大きなものにつきましては、業者等に依頼いたしまして運びまして、小さなものにつきましては現在、産業振興課のほうで受付を行っておりますので、もしそういう状況があれば産業振興課のほうに申し出ただけければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 解決されたということで理解してよろしいですかね、その辺の。はい、わかりました。

防災については、この後いろんな、多くの議員から質問事項として出ておりますけれども、時間もないので。

今回の災害で、避難困難な世帯、事前に把握しているとは思いますが、そういった方たちへの対応なんかはできていたんでしょうか。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

今回の避難困難な世帯の方への対応でございますが、高齢のため自分では避難ができないといった方、事前に役場のほうに連絡があった方については職員が避難所まで案内するというような対応を行ったところでございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 事前に連絡があった方だけ、職員が行って避難所に移動したということですが、やっぱり避難発令が出た地区やそういったところは、連絡を待つのではなくて、こちらからやっぱりお声かけをしてね、対応すべきではないんでしょうか。今後にそういったことも生かしていただきたいと思っております。

それと、今回の台風により、村内の至るところで冠水による道路の通行止めがありましたが、防災無線等での情報等の発信がなく、帰宅する住民に困難を招いたと聞いて

ております。なぜ防災無線等で発信しなかったのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

今回の災害の中で、通行止め等の情報発信ということで、県道那須甲子線の通行止めの情報発信は行いましたが、議員ご指摘のとおり、他の通行止めについて情報の発信を行うことができませんでした。さまざまな現場対応に追われて、こちらのほうが対応できなかったということでありまして、今後、このようなことがないよう体制構築を図っていきたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 県道那須甲子線のみで、あとは防災無線で住民に、村民に知らせることはしなかったということで、ミスと言いますけれども、夜ですよ、もう暗くなってから、仕事へ行っている村民の方もたくさんいると思うんです。そうして今度、その方から自宅に電話が来て、どこが通行止めなのか、どこを回り道して、道路迂回して家に帰ったらいいのかということが発信できるんですよ。それがないと、いっばい災害ある中で、冠水しているところに車が突っ込んでいって、それで亡くなる事件だって相当あるわけですよ。

だから、そういったところがもうできていなかったということは、本当に私から言わせれば大変なミスであって、そういった防災本部の体制ができなかったんじゃないかなと思います。

さらに、1時に災害対策本部、最初に立ち上げて、職員の方々が全員参集されたのが4時半ごろですか、4時40分ごろですね。ありますけれども、職員全員ということは、女性職員も対象だったと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

職員の参集につきましては、災害の状況によって順次拡大という形に最終的になりまして、今ご指摘のとおり、職員の方に全員参集ということでお願いしました。ただ、この参集に当たっては、参集システムというのを使いまして、出勤可能な職員ということでつけておりますので、実質職員は150数名正職員いますが、120名程度の出勤状況ということになっております。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 参集システムというのがあるね、多分、私はちょっとその辺は勉強不足なんですけれども、結局、職員同士で結婚もって小さいお子さんもいる、そういう家庭もあると思うんですよ。そういった家庭で2人出てこいと言われても、子どもさん1人置いていいのか。さらには、被害を受けている家庭もあると思いますので、そういった面、今後も災害は毎年のように——こういった気象状況なので——あるかなと思いますので、ぜひそういったところも考慮していただきたいと思います。

私も、実は追原も避難所になりましたので、職員とともに待機をしていましたが、

派遣されてきた職員と本部との連絡体制がうまくいっていない状況が見られたと。なぜかという、2人体制で職員の方は避難所に配置されてきたと思うんですけども、追原の場合は、7時ですか8時、ちょっと忘れちゃったけれども、そこで職員が交代になると。ところが、2名交代なのに1名しか来なくて、女性の方なんですけれども、女性の方は帰ったと。その後はずっと1人、私と2人でいたんですよ。

そういった意味では、どこに、どの職員が行ってやっているかって、1人では対応できないんですよ、絶対に。そういった意味では、もう少し体制をしっかりしてやらないと、大変なことになるのかなと。

それと、1時近くになって、避難所が解除されて、私と一緒にいた職員は、迎えに来た車で帰ったんですけども、鍵をかけて、鍵を持っていきました。私もちょっと後ろを見たら、電気がついてるんですよ、コミュニティセンターの。すぐ本部のほうに電話して、連絡をとってくれと、行ったばかりなので、すぐこっちから出ますから。ところが、2回電話しても、出た人がまた別な人で、2人ともその職員と連絡がとれない。携帯がわからないということで、こういった状況で本当にいいのかと、西郷村の防災体制。その辺どう思いますか、課長は。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

今、議員ご指摘の点なんですけど、避難所にどの職員を配置して、その職員の電話番号なども黒板のほうに書き出して、連絡がとれるという体制をとっておりました。情報共有がそこで行われるはずでございましたけれども、結果として、今ご指摘のとおり、連携がうまくとれなかったということもございます。

今後は、そういったことがないように、十分体制の構築を図りたいと思います。原因としましては、電話が、さまざまな電話が入って、災害本部の回線だけで対応できなくて、庁舎のほうでとったという職員が災害本部の情報がわからずというふうな形になってしまったという話を聞いております。それも含めまして、今後、そういったところの情報共有も図るような体制としたい思います。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） そういったことは理由にならないと思うんですよ。

さっき、ちょっと戻っちゃいますけれども、職員が夜中に解除になって帰したと、女性職員をね。それも、職員すらどこが通行止めなのか、どの道で帰っていいのかわからなかったと。いつも通っている道も通行止めになって、なかなか苦労して、家にたどり着けなかったという話も聞いていますので、そういった点も含めて、今後しっかりやっていきたいと。

さらに、停電だったんですけども、西郷村全部かどうかわからないんですけども、追原地区あたりは停電になって、その情報も何にも入ってこない。難しいとは思いますが、そういった情報も入れて、さらには避難所となっているところに、停電用の何も用意していない、ろうそくも懐中電灯も。それじゃ避難所の役割が果たせないのかなと。前回の誰かの議員の質問に対しても、発電機を順次用意してい

くんだというようなことも答弁の中にありましたけれども、実際、そういった発電機は今は用意されているのかと。答弁だけで、その場で終わっちゃっているような気がするんですけども、そういったこともしっかりとやっていかないと、本当に毎年来ますよこれ、何回となく。だから、しっかりとそういう体制を組んでいただきたいと思います。

さらに、これも広報にしごうに書いてあったんですけども、水害が予想される場合は、事前に土のうを作製して設置するといった予防対策も重要であると、広報には書いてありましたけれども、こういった砂の配置も各避難所の、コミュニティセンターが避難所になると思うんですけども、隅のほうというか、グラウンドの脇とか、そういうところに砂を用意しておくとか、土のう袋を用意しておくとか、そういった対策も必要なのかなと思います。なかなかすぐ土のうをつくれといっても、あれ砂でしかあんまり役目を果たさないと思うんですよ、泥とか石を入れても。だから、そういったことも考慮していただきたいと思います。

まだまだたくさん今回あるんですけども、ほかの議員からも出されると思いますので、私のほうは、あと最後に1点ですね。

村のハザードマップ、今回、私見たんですけども、避難所に設定している場所が洪水や土砂災害の地域に避難所があると、そういった危険地域に避難所が設けてあるというところが何か所かあるように見受けられたんですけども、そういった対策も必要なのかなと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、現在、村内の避難所というのはほとんどが集会施設ということで指定をさせていただいておりますが、その集会施設が必ずしも安全な場所にあるとは限らないということで、災害の種類によっては使用できる避難所、あるいはできない避難所というようなことになると思います。

現在のハザードマップにはそのような記載がされておりませんので、今後、見直しを行う際には、そういった記載もさせていただいて、より安全な避難所への誘導を行えるようにしたいと考えております。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 見直しをする際じゃなくて、もう既にすぐに見直しに取りかかってほしいと思います。だって、コミュニティセンターは防災、避難所のために最初設置したわけじゃないので、昨今の災害は洪水なり地震なり、何が来てもおかしくないというような状況なので、ぜひその辺は見直ししながら、ハザードマップを早急につくり直してほしいと思います。

もう1点、ごめんなさい。県では今回の災害に対して、被災者生活再建支援法の対象外となる半壊、床上浸水の世帯などに1世帯当たり10万円支給することが、新たな支援制度を設けましたが、村でも今回の災害で2件の床上浸水と一部損壊の被害が出ていますが、対象になるのかということと。また、村独自の支援制度はあるのか、

ないのか、最後にお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えをいたします。

村独自の制度ということでございますが、西郷村の制度の中で罹災見舞金というものがございまして、額については少ないんですけれども、そちらの額については被災された方にもう既に支給をしているという状況でございます。

それで、先ほど議員ご指摘の被災者生活支援特別給付金と、今回、県が被災者生活再建支援法の支給対象とならない方に支給をするという制度をつくりましたけれども、今回の被災者がこの制度に合致するかどうかということなんですけれども、ちょっと詳細、調べてみないとわかりませんが、現在、今回被災された方、災害救助法の応急修理費ということでもう既に住宅の改修といいますか、修理をされているということで、そちらが該当しているので、こちらも該当なるのかどうかというのもちよっとわかりませんので、後で調べて、対応が可能な場合にはそちらも対応したいというふうに考えております。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 県の支援が対応なるかどうかということです。調べておくと言うんですけれども、もうとっくに調べを尽くしてほしい、一般質問も出しているわけですから、そういった点は電話1本でわかるわけなので、ぜひそういった点は、質問に応じた回答も必要なのではないかなと思います。

村としても見舞金程度なり出すということですが、これも条例化して、やはりこれからもあることなので、村としても制度化しながら、金額を設定していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、5番河西美次君の一般質問を許します。5番河西美次君。



◇ 5 番 河西美次君

1. 西郷村まちおこしセンターの利活用について
2. 河川整備について
3. ひとり親家庭における補助について

○ 5 番（河西美次君） 5 番河西美次です。通告により一般質問をさせていただきます。  
質問の第 1、西郷村まちおこしセンター利活用について、質問させていただきます。  
まず、質問の要旨 1、隣接の村営駐車場の利用状況、月何台か、お伺いいたします。

○ 議長（真船正康君） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（長谷川洋之君） 5 番河西議員の一般質問にお答えをいたします。

質問の第 1、西郷村まちおこしセンター利活用について。質問の要旨 1、隣接の村営駐車場の利用台数の質問にお答えいたします。

令和元年度におきましては、10 月末現在、延べ 2 万 3,693 台が利用し、月平均に直しますと約 3,384 台となっております。

○ 議長（真船正康君） 5 番河西美次君。

○ 5 番（河西美次君） 次に、まちおこしセンターの入場者数は何人いるのか、お伺いします。

○ 議長（真船正康君） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（長谷川洋之君） 質問の要旨 2、まちおこしセンターの入場者数についてお答えをいたします。

平成 28 年度から平成 30 年度までは、観光案内業務をまちおこしセンターで行っておりましたので、その数字が把握できますが、今年度につきましては職員等が常駐しておりませんので数字は把握しておりませんので、ご了承願いたいと思います。そのため、平成 28 年度から 30 年度で申し上げます。

平成 28 年度は年間 3 万 5,472 人、月平均 2,956 人、平成 29 年度は年間 2 万 5,589 人、月平均で約 2,132 人、平成 30 年度は年間 2 万 4,421 人、月平均で約 2,035 人となっております。

○ 議長（真船正康君） 5 番河西美次君。

○ 5 番（河西美次君） まちおこしセンターの現在の利用形態についてどのようになっているのか、お伺いいたします。

○ 議長（真船正康君） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（長谷川洋之君） 質問の要旨 3、まちおこしセンターの現在の利用形態はどのようになっているのかについてお答えをいたします。

現在は、まちおこしセンターのスペースの半分を待合所、そして半分をチャレンジショップスペースとして利用をいたしております。

センターの開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 8 時までとなっております。

まちおこしセンターは、平成 26 年 4 月 23 日に開館しました。また、チャレンジショップスペースは平成 26 年 9 月 1 日より、ハンドメイド商品を販売する団体や地場産品等を販売する団体等が活用しております。

なお、現在利用している団体につきましては、今年度末まで利用許可を出しているところがございます。

さらに、先ほど入館者数のところでも申し上げましたが、平成28年度から観光案内業務を行うスペースとしても活用しておりましたが、利用者の減少から、平成30年度末で活用を終了いたしまして、現在は観光案内等のパンフを設置のみを行っているところがございます。

○議長（真船正康君） 5番河西美次君。

○5番（河西美次君） 今ほどわかりました。

続きまして、チャレンジショップは誰が利用できるのかということで質問させていただきます。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

現在のチャレンジショップは、駅前広場の活性化を図るため、新たに商売をしようとする方や事業拡充、試行販売を計画している方が、西郷村まちおこしセンター内のスペースを利用してチャレンジショップを実施することを目的といたしております。

また、応募資格につきましては、村内居住者、村内に職を有する者及びその方が所属するグループ、法人、その他村長が認める者となっております。

まちおこしセンター内には2店舗程度設置をできます。さらに、センター外には3店舗程度の出店ができると想定しておりますけれども、現在のところは、今チャレンジショップを行っております1団体のみが申請をしていると、そういう状態でございます。

○議長（真船正康君） 5番河西美次君。

○5番（河西美次君） 今、利用する方がいるということで、まちおこしセンターの中で2店舗程度と、センター外には3店舗の出店を想定しているというんですが、今現在、1団体のみが申請状況ですということなんですが、中にはどういったものが入っているのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

現在は、シーズという業者の方が入店しておりまして、物をつくったり、そちらのほうを販売するというような形で入店をいたしているところがございます。

○議長（真船正康君） 5番河西美次君。

○5番（河西美次君） ここでチャレンジショップをやっていることがわからない人もいるのではないかと思うので、もっと周知すべきではないかと思うんですが、そういった考え等をお伺いします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員おただしのように、チャレンジショップが始まってから5年を経過しております。駅前チャレンジショップを行っていることを知らない方もいらっしゃると思

ますので、今後、改めて広報紙等でお知らせをしていきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（真船正康君） 5番河西美次君。

○5番（河西美次君） イベントをですね、今ちょっと前の中で、ちょっと広報が少ないというような感じであるんですけれども、イベントを毎週したらよいのではないかと。パンとかケーキ、移動販売車などを集めたとか、そういったイベントをしたり、大金をかけた建物なので利活用すべきではないかと伺ひます。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） 質問の要旨4、イベントを毎週したらよいのではないかと。そして、質問の要旨5も入っておったと思ひます。もっと利活用すべきではないかの質問に関しまして、お答えをいたします。

現在、チャレンジショップを行っている団体も、イベントの実施については不定期であり、毎週行っているわけではございません。

また、駅前の活性化のみを考えれば、他市町村、他県から移動販売車などを呼ぶことも可能でございますけれども、現在のまちおこしセンターの趣旨としましては、地元で、村で起業したい方へ場所を提供してチャレンジしていただき、そして村で引き続き活躍をしていただく。その結果、本人が、そして村民の皆様が、最終的に村が潤うことを目的の一つとしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ここで、一般質問の途中ではありますが、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

5番河西美次君の質問を許します。5番河西美次君。

○5番（河西美次君） では、次に、チャレンジショップの周知不足もあるだろうが、やりたいという人の手が挙がらないのは、なぜならば、やれば一杯飲み屋をやるとか、大きなカツを安く提供する店舗など、売店などを何か活用したらいいのではないかと伺ひます。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

現在のまちおこしセンターでは、食品等の販売は可能ですが、店舗内での調理、加工品の提供はできない状態になっております。さらに、バックヤードもないため、在庫品等の保管もできません。

また、待合所としての機能を持っておりますので、アルコール等を提供した場合、バスを待つ未成年の方、特に中高生が同じエリアにいるというのも問題かと思われま

す。もしここで営業したいという場合には、改装が必要になってくるかと考えます。

さらに、有名店等に入っただき、ブランド力を使った活性化の方法もあると思いますけれども、先ほどと同様、調理、加工等ができない、バックヤードがないなど、ショップとして活用する場合には制限が出てまいります。

村として、まちおこしセンターの今後の活用方法や新白河駅前周辺の活性化について、方向性をしっかり見定め、整備していく必要があると考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 5番河西美次君。

○5番（河西美次君） 村としては、このまちおこしセンターについてどのようにしていきたいかと考えているのかをお聞きします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

夏場の暑さ、冬の寒さを避けるために、バスや電車を待つ皆様方を考えますと、待合所としての利用は維持していきたいと、そのように考えているところでございます。

また、チャレンジショップにつきましては、なかなか手を挙げていただけない現状がございます。その理由といたしまして、先ほど申し上げました周知不足、それから調理の問題、バックヤードの問題などがあります。あと、さらには、駅の東口と比べ、高原口におりていただく方はある程度行き先が決まってしまうものと思われまします。そのため、送迎車で直接目的地に向かわれるなどの人の流れの問題もございまして、出店しても採算の見込みがないと判断されているのではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、さまざまな課題はございますけれども、現在、このまちおこしセンターをどのように活用していくか、庁内で意見を出し合って、採算等も含めながら検討を行っているところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真船正康君） 5番河西美次君。

○5番（河西美次君） では、続きまして、質問の第2、河川整備についてお伺いいたします。

まず、台風19号において、先ほど村内の被害状況については、同僚議員の9番の藤田議員のほうから質問がありましたので、それは割愛させていただきます。

また、それについて、郡山の工業団地が水没し、また、新聞などではあまり報道されないが、石川町の中心に流れる川、大きな被害が出ている。特に、橋脚に立木が絡まっている状況が多く見られ、阿武隈川、堀川の上流も、下刈りをすることなく大きくなった木が流れ、下流において被害をもたらす原因になっているのではないかとと思われる。村の対応はについてお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 質問の第2、河川整備についてお答えいたします。

被害状況については、9番議員のときにお話ししましたので、河川の整備について

お話ししたいと思います。

河川の整備及び管理につきましては、西郷村内を流れる阿武隈川、堀川や真名子川及び谷津田川などの一級河川は、福島県県南建設事務所の管理となっております。あわせて、福島県と栃木県境を流れる一級河川である黒川につきましても、西郷村付近の上流は同様に福島県の管理となっております。

そこで、その他の普通河川の管理についてですが、これは西郷村の管理となる河川であります。

議員おただしのとおり、今般の台風19号などによる集中豪雨を原因とする河川や水路の増水等によりまして、福島県の河川下流域におきまして、流木による被害や川べりの土砂堆積が泥流となるなど、住宅や道路など公共施設へ大きな被害を及ぼしている状況です。

特に、阿武隈川など一級河川の決壊など、今まで発生したことのない事象が発生しております。これらの被害を未然に防ぐためには、日ごろの施設点検や維持管理などの活動が不可欠であります。福島県及び西郷村も、継続したパトロールを実施しております。点検の結果、一部の一級河川につきましては、一級河川内に土砂が堆積したり、立木の繁茂によりその流れが悪くなっている場所もございますので、県により河川内の立木伐採や、土砂を河川両端に寄せるなどの工事を行い、西郷村も一部河川ではございますが、平成30年度に藪川の土砂撤去を実施したところでございます。

県によりますと、河川内の土砂撤去を実施した際の土砂捨て場がなく、河川内の土砂処理は河川敷内で実施せざるを得ないため、苦肉の策として、土砂を河川両端部に寄せて、河川の流れを改善することで対応しているとのことでした。

今後、村も河川敷地から発生した土砂について、処分場を探すなどの協力をしていきたいと考えております。西郷村が管理する普通河川につきましても、継続した維持管理に努めてまいりたいと思いますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 5番河西美次君。

○5番（河西美次君） では、村は、福島県県南建設事務所への維持管理について、具体的にどのような要望しているのか、お伺いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 村としましては、県に対して県管理の道路や河川整備等に係る事業について、毎年、調整会議がありまして、その中で要望しております。具体的には、県道の歩道や道路側溝整備、あるいは一級河川の谷津田川につきましては、河川の拡幅や改修を早く設計していただくよう要望しております。あわせて、阿武隈川につきましては護岸の改修を要望しており、堀川、谷津田川及び真名子川につきましては、河川内に堆積した土砂撤去や立木の伐採などの維持管理について主に要望しております。村から要望を受けた県は、計画的な維持管理に努めるということでもあります。

その他河川の維持管理について、行政区長や住民から要望いただいたものや、村が道路・河川パトロールを実施した際に発見されたものについてはその都度、県に情報共有を図っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（真船正康君） 5番河西美次君。

○5番（河西美次君） では、引き続き、質問の第3、ひとり親家庭における補助について。質問の要旨1、父子家庭、母子家庭の世帯数はどのくらいか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） 5番河西議員の一般質問にお答えいたします。

質問の第3、ひとり親家庭における補助について。質問の要旨1、父子家庭、母子家庭の数はどのくらいかということでございますが、現在、ひとり親家庭の医療費助成や児童扶養手当の受給者から、ひとり親家庭と判断する世帯につきましては約250世帯、世帯員としましては約750名となっております。

○議長（真船正康君） 5番河西美次君。

○5番（河西美次君） 現在、それらの家庭に対する補助制度はどんなものがあるのか、伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ひとり親家庭に対する補助制度といたしましては、メインといたしまして3つほどご説明させていただきますが、まず児童扶養手当、続いてひとり親家庭医療費助成事業、また、ひとり親の就職活動サポート事業がございます。

まず、児童扶養手当につきましては、18歳に達する日以降の最初の3月末までの間にある児童等を養育している保護者、養育者に支給されるものでございます。支給制限がございまして、受給者本人または同居の親族等の所得で限度額以上の場合には支給停止の措置があるようなものでございます。

支給額につきましては、児童1人のときの全額支給という形で、月額4万2,910円、児童2人のときには月額5万3,050円、児童3人のときには月額5万9,130円となっております。

児童扶養手当の児童手当を合わせた公的給付の合計となりますと、3歳未満の児童1人の場合は月額5万7,910円の支給となります。

児童扶養手当につきましては、令和元年11月から制度の見直しがございまして、年3回、4か月に1回の支給であったものが年6回、2か月に1回の支給へと、支給の月が変更となっております。

また、公的給付という形ではございませんが、社会福祉の一環として、村の社会福祉協議会では、ひとり暮らしの高齢者やひとり親世帯を対象とした歳末助け合い事業を行っており、ひとり暮らし世帯においては年末に1人当たり3,000円程度を支給しているものがございます。

続いて、ひとり親家庭医療費の助成事業につきましては、医療機関等を受診した際に、一旦窓口で3割の一部負担金を支払っていただき、申請により償還払いを行っているところでございます。

子どもの医療費につきましては、乳幼児・児童医療費助成事業の対象となっておりますので、親の分の医療費がひとり親家庭の医療助成制度の対象となっております。

ひとり親の医療費助成の金額につきましては、保険診療に係る一部負担金を月ごとに合算し、そこから1,000円を控除した金額を助成しており、一月最大1,000円までは自己負担をお願いしているところであります。

続いて、ひとり親家庭の就職活動サポート事業につきましては、児童扶養手当受給者の方を対象といたしまして、各家庭のニーズに応じたきめ細かな就職活動のサポートを行うものでございます。

このサポートは、ハローワーク白河または県南保健福祉事務所が事業の主の担当となっておりまして、そちらの窓口へつないでいる状況でございます。

○議長（真船正康君） 5番河西美次君。

○5番（河西美次君） 補助を受けている世帯数はどのくらいあるのか、伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

補助を受けている世帯ということで、現在、児童扶養手当の受給者につきましては236名となっております、うち所得制限の超過者が35名おりますので、実際に受給している支給対象受給者は188名となっております。

○議長（真船正康君） 5番河西美次君。

○5番（河西美次君） 今、新聞、テレビで、ひとり親世帯の貧困がたびたび取り上げられている。これらの補助のほかに、村として単独で補助することは考えていないのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最近、国におきまして、「子どもの貧困対策大綱」の見直しが行われまして、子どもの貧困問題についてよく記事などを新聞記事で見かけるようになっておりまして、とりわけ、ひとり親家庭において貧困が顕著となる傾向がうかがわれているところでございます。

貧困の定義といたしまして、貧困には絶対的貧困と相対的貧困という2種類でくくり分けしているわけですが、国が実施している国民生活基準調査は相対的貧困率によるものでございます。それによりますと、我が国の子どもの貧困率は平成27年度時点で13.9%、7人に1人の子どもが貧困とされております。

当村におきましては、国の相対的貧困率の計算式を用いて算出したしましたところ、平成30年での西郷村の貧困率は12.39%、8人に1人がこの貧困のラインを下回る貧困世帯というような形となっております。全国平均よりは、現時点では低い状態となっております。

政府は、貧困家庭の子どもへの支援方針をまとめた「子どもの貧困対策大綱」の見直しを行い、今年11月に閣議決定しております。改正の主な内容といたしましては、幼児教育・保育の無償化などを含む教育の支援、2つ目といたしましては、生活の安定に資するための支援、例えば生活困窮家庭の親の自立支援など、3つ目といたしまして、保護者に対する就業生活の安定と向上に資するための就労の支援、4つ目とい

たしまして、児童扶養手当制度の着実な実施などの経済的支援などがございます。

大綱では、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会の構築、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があると言われております。

村におきましても今後、生活困窮者などの実態把握に努めまして、地域のニーズに応じた支援などもさらに検討してまいりたいと思っております。また、現在、村で実施している事業等の普及啓発にも努めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 5番河西美次君。

○5番（河西美次君） 質問の要旨5、村特産である米などを補助してはどうかを伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 質問の要旨5、村特産の米などで補助してはどうかというご質問であります。大変いい質問でありまして、こちらにつきましては、議員おただしのお米の支給としまして、1つの検討材料とさせていただきますが、現在、子どもの貧困対策における子どもの居場所づくりの一環として、村内に子ども食堂が開設され、子どもが無料で食事をとる場所ができたところでございます。

また、生活共同組合や社会福祉協議会などで行うフードバンクによる食品等の支給も広まってきております。今後も村として、民間団体などとともに協力をして、子どもの貧困対策について協議検討する機会を増やしながら、支援に向けた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 5番河西美次君。

○5番（河西美次君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（真船正康君） 5番河西美次君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第3、8番真船正晃君の一般質問を許します。8番真船正晃君。



◇ 8 番 真船正晃君

1. 防災対策について
2. 公共施設整備計画について

○ 8 番（真船正晃君） 8 番真船正晃。通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、まず 10 月の台風 19 号によります災害、大きな被害があったわけではありますが、県内だけでも、先ほどもありましたが、32 名の方が亡くなられ、さらに住宅等の大きな被害を受けられた大勢の方がいらっしゃいますので、改めてお悔やみとお見舞いを申し上げ、一般質問に入らせていただきます。

10 月の 12、13 日にかけての、テレビ等ではおっしゃっていただきました過去最強クラスということで、気象庁もその大きさを位置づけて報道等もありましたが、第 19 号であるこの台風が我が村を源流としております阿武隈川、これが氾濫と申しますか、決壊して大きな被害が出たわけではありますが、県内ばかりではなくて、7 県 71 河川、そして 140 か所の堤防が決壊したというような被害がございました。

そして、多くの方々の尊い命が奪われてしまったわけではありますが、我が村がこの 19 号によりましての被害、どの程度あったのか。先ほど 9 番議員の藤田議員のご質問に答弁がありましたので、件数につきましては理解しましたので、被害の額につきましてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 8 番真船正晃議員の質問の第 1、防災対策について。質問の要旨 1 の被害額、それについてお答えいたします。

被害額につきましては、こちらは概算となりますが、道路被害は 1 億 3,314 万円、河川被害は 1,648 万円、水路被害は 2 億 9,800 万円、農地被害は 1,800 万円となります。被害査定状況につきましては、建設課関係ほぼ終了したところでありまして、産業振興関係は昨日実施されました。

以上が被害額であります。

○議長（真船正康君） 8 番真船正晃君。

○ 8 番（真船正晃君） ただいま被害額、答弁いただきました。やはり、道路の被害が一番大きいようでありまして、そのほかの各県内の状況、あるいはそのほかの状況は先ほど申し上げましたように、多くの河川の堤防が決壊というようなことがありました。

幸い西郷ではなかったわけではありますが、今の報告の被害額の中には当然、村管理ではないので入っていないと思っておりますので、ちょっとお話をさせていただいて要望したい件がございます。

実は、阿武隈川の河川は当然県が管理していると思っておりますが、西郷瀬のところにあります雄滝、実は先日行ってみましたら、滝の落差高と申しますか、10メートルぐらいの高さであるわけではありますが、そこの上部の部分が一部壊れておりました。あのままいきますと、また大きい水害等、大雨が降ると、そこが完全に決壊するのではないかと申すふうには私は心配して見てきたんですが、例えばあそこがそのような災害が発生しますと、瀬の部分から上流、かなりの川砂がございまして、あの一番

上の部分が真っ平になりまして、ずうっと砂がありますから、あれが崩れますと当然、上の砂は全て下流に流れていってしまうということになります。下流に流れていけば、当然どこかでそれが堆積して、次の被害が心配されますし。

実は私も当然、阿武隈川下流で農業をやっているわけですが、普通でも田んぼの中に川砂が入ってくる時がございます。水をかけると一緒に砂が流れてきて、ミノキチの稲が、植えたばかりの稲が埋もれてしまうというようなこともたまに、普通するときでもあるわけでありまして、したがって、そういうものが現在もあるとしますと、あれが決壊して流れてきてしまいますと、農業被害も二次災害として考えられるんじゃないかというようなことで、非常に心配して見てきたわけでありまして。

先ほども申し上げましたが、村管理ではないので、ここでお願いしたいのは、県のほうへの、まず県のほうでつかんでいるかどうかわかりませんが、その状況を報告を速やかにしていただいて、速やかに修繕、補修していただけるように、二次災害防止のためにもやっていただくよう強くお願いをしたいと思います。このことについてお伺いをいたします。

○議長（真船正康君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木茂和君） 8番真船正晃議員の一般質問にお答えいたします。

ただいまの質問内容で、西郷瀨の下流側の通称西郷瀨の雄滝と呼ばれているのかと思う箇所でございます。

大変申しわけないんですが、村のほうで建設課のほうでもこの箇所については把握しておりませんでした。早急に、直ちに現地確認のほうをして、県のほうに情報を提供して、被災箇所の復旧に向け早急に対応してくれるよう強く要望してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） ぜひ速やかにですね、今日はそんなに時間かからないで終わると思いますので、即ひとつ情報をつないで、速やかな対応していただけるように、強く村のほうから要望していただきたいというふうに思います。

続きまして、それらの被害の復興状況について伺いたいんですが、先ほど村長のほうからの答弁に、国の災害査定のことにも触れていただきました。建設課の分についての答弁は終わったんですが、産業振興課の扱いの部分についてもちょっとあわせてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

産業振興課所管の農地、水路等の被害状況につきましては、先ほど箇所とかございましたが、もう一度改めまして申し上げます。

被害の状況といたしましては、頭首工1か所、農地80か所、水路96か所、村道6か所でございます。被害の総額は3億1,900万円を見込んでおります。

また、このうち、国の災害復旧事業の査定を受ける箇所は14か所ございまして、今年中に査定が予定されております長坂堰の護岸・護床の災害以外の箇所につきまし

ては昨日、12月9日に査定を受けております。

現在、件数ベースですけれども、復旧の状況ですが、完了しているのが約20%ぐらいと。現在、復旧中というところが60%ぐらいと、工法や時期を県で検討しておりますという部分が残る20%ぐらいというふうに今見込んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、農のほうは来年の営農再開に支障を来さないように、復旧作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木茂和君） 8番真船正晃議員の一般質問にお答えします。

復旧状況ということで、件数と金額、査定の状況ということでございます。建設課のほうで所管する道路等の被災の件数でございますが、現在把握しているもので修繕費、工事費を合わせまして48件でございます。被害総額は、概算なんですけど1億2,296万2,000円でございます。

件数の内訳といたしましては、道路の被災が33件、河川及び水路で7件、倒木などその他の被災が8件、合計48件でございます。

査定なんですけど、先日、国交省の査定を受けました。被災件数が48件のうち、6件が査定の対象の事業というようなことで、5件の査定を完了しております。

査定の金額なんですけど、申請額が8,816万5,000円に對しまして、査定の決定額が8,539万2,000円、約97%の査定額ということでございます。この中身は、道路災が4件で、河川災が1件でございます。

3%カットされたわけですが、実際に何ですか、舗装、建設課のほうで舗装の被害を受けたところ、河川の吸い出しがあって、道路がちょっと崩れたというようなところで、全面復旧なんかを要望しておったんですが、崩れたところだけの片側復旧で舗装を若干削られたということです。あと、ガードレールと支柱なんかも、これは再利用できるんじゃないかというようなことで、そういったものが査定の減額の理由でございました。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 今のお話ですと、国の査定もほぼ終わったということのようであります。

産業振興課長のほうからありましたように、やはり一番心配するのは来年の春の営農再開に間に合うかどうかということですので、道路も含めましてですが、農作業が始まる春までは、ぜひとも復旧工事を終わらせていただいて、農作業に支障のないように、くれぐれもお願いを申し上げておきたいと思っております。

続いて、ハザードマップについてお伺いしたいと思います。

現在、村民に配布されておりますハザードマップは、平成22年に作成されたものというふうに聞いております。ちょうど10年目というところでありましてけれども、今回の被害で、このハザードマップでは危険区域となっていないところで被害が出た

というようなところがあったのか、なかったか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ハザードマップの見直しについてお答えいたします。

今回、台風19号の被害につきましては、おおむねハザードマップ上に想定された場所となっております。細かい部分はちょっと把握していませんが、今後、来年、阿武隈川浸水想定区域が告示されますので、それらとあわせて見直しを図っていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 今回の答弁では、危険箇所として想定されていなかったところ、小さいところはあるかもしれないが、大方その範囲内ということの答弁ですので、今回見直し等も当然、これからお願いすることでありますけれども、県とも恐らくそういう指示といいますか、出てくるのではないかと思います、ぜひ、今回想定されていなかったところでもし被害があったとすれば、当然次のハザードマップ作成にはその部分を考慮したものをに入れていただくためにも、よく検証をしていただきたいというふうに思います。

続いて、ハザードマップの中でため池関係のことで、ちょっとお伺いをしたいと思います。

村内のため池、ちょっと私も、自分の地元はここにというのはわかりますし、赤坂ダムとか大きいところは理解できますが、小さいダムもため池も含めると相当の数になるのかなというふうに思います。

実は、先月の読売新聞の記事に、台風19号で南相馬で防災重点ため池が決壊して、近くの住宅4棟が浸水したと。そのほか、県内では5か所の防災重点ため池が決壊したというような記事が書かれておりました。

防災重点ため池は、堤防の補強など防災が最優先されるため池ということで、西日本豪雨の後、それまで選定基準がそれぞれ自治体ごとばらばらだったものを、今年の5月に国のほうで1つの基準を設けて、新たに選定し直したというようなことであります。

防災重点ため池、かなりの数が見直しによって追加されたということでもありますけれども、我が西郷村には防災重点ため池と言われるものがどのぐらいあるのかについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

村内にある防災重点ため池につきましては、3か所ということになっております。場所ですが、まず赤坂ダム、それから牧ノ入池、葎ノ目ため池の3か所となっております。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 今、3か所ということでお聞きしました。赤坂ダムは当然わかり

ますし、3番目の葎ノ目のため池、これは私の地元ですのでわかるんですが、牧ノ入池というのはどこなのか、ちょっと教えていただきたいんです。（不規則発言あり）

同僚議員から、地元のことだということで教えていただきましたので、わかりました。中久保に抜ける手前を左に入っていった、あそこのようなですね。

そうしますと、3つあるということであれば、やはりこれらもハザードマップには当然次のときにはその部分を含めた形でつくっていただくということをぜひお願いをしたいと思います。

ハザードマップにつきましては、先ほど申し上げましたように、平成22年につくられたということですが、先ほどの答弁の中にも、少しではあるが、想定されていない地区もあるというようなこともあります。さらに、今申し上げた防災重点ため池、これらも含めて、ぜひ見直しをしていただきたいと思いますが。

実は、今は亡き私らの先輩であります、そして前消防団長でありました故徳田進さんは、よく災害は、昔は災害は忘れたころにやってくるというふうに言われたけれども、今はすぐやってくるんだというようなことで、常に気を引き締めていらっしゃったのを思い出しますが、本当に今のこの世の中、いつあるかわからない、そしてそれが想定されないところで考えようもないような災害が起きてしまうということでございますので、ぜひハザードマップ、もう一度、つくる予定があるのかをお伺いしたいんですが、今までの災害等も含めながらよく検証していただいて、災害ハザードマップの見直しをしていただきたいと思いますが、その予定はあるのか、伺いたいと思います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

ハザードマップの更新といえますか、予定でございますが、現在、県のほうで阿武隈川の浸水想定区域の見直しが行われております。今年度中にその告示がされる予定となっております、内容が明らかになりますので、村のほうもそれを受けて、ハザードマップの見直しを検討したいと思います。

そうした中で、先ほどの防災重点ため池等の要素もございまして、そういったことも含め、見直しを図っていきたいというふうに考えております。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、質問の要旨4、住宅用火災警報器の設置率についてお伺いしたいと思います。

いよいよ寒さ厳しくなってきました。火災が起こりやすい時期となってきましたので、防災の一つとして住宅用火災警報器の設置についてお伺いしたいと思います。

昨年11月21日に、県内小野町で、この警報器が未設置だった住宅が全焼し、家族7名、小さい子どもさんを含めて7名の方が亡くなるというような火災が発生しました。それを契機に、小野町では今年1月に火災警報器の設置に関する助成制

度を設けたそうで、それによりまして、昨年3月末で74%の設置率だったものが今年10月末では約92%にまで普及してきたというような内容の報道がございました。ちなみに、県内の設置率、調べてみましたら77.4%のようで、各都道府県の順位でいくと37位だそうであります。

そこで、我が西郷村の設置率はどの程度になっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

住宅用火災警報器の設置率の調査につきましては、白河地方広域圏消防本部にて調査を行っております。消防署本部に確認をしましたところ、今年度の調査は6月1日時点で実施され、白河地方広域圏管内の住民を対象として無作為に抽出した方へ標本調査を実施したとのことでございます。管内での無作為抽出調査のため、西郷村のみの設置率を出すことはできませんが、その中で出ている設置率で申し上げますと、78.8%ということになっております。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 78.8%ということ、これは管内の数字だということ、残念ながら村の数字はつかめないということのようであります。

そうしますと、やはり県の77.4%とそんなにのり反りない数字ということになります。およそやはり8割までは設置がなされ、未設置のところはまだ多いということだと思います。

この設置をやっていく中で、特に災害弱者と言われます高齢者、それから障害者の方々、これらの方々がお住まいになっている住宅、それらの設置率がちょっと気になるところであります。これら高齢者等住宅への何か村として設置支援を行っているか、現在行っているのであればその内容をお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

村において高齢者住宅への支援ということなんですが、現在、村では高齢者宅——65歳以上の高齢者を含む世帯でございますが——を対象としまして、今年度4月より健康推進課と協力しまして、西郷村高齢者福祉トータルサポートセンターの調査員が高齢者宅を訪問し、実態調査を行っております。火災警報器の設置状況について調査を行っておりますが、現在、まだその対象の40%程度の調査しか進んでおりませんので、まだ結果は出ていないということになります。その結果によって、もしそういった設置率が極めて低いとか、そういった結果になった場合には、その補助等については検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） かなり低いのではないかとというふうに心配がされます。村でやっている227世帯の方は利用されているということですが、それ以外、かなりの方の手を差し伸べるべき、先ほど申し上げたような対象の方が未設置住宅というこ

とだと思えます。

小野町では、このような災害弱者と言われる方には無償で警報器、警報器といいますが、そんなに高いものではない、金額いろいろあるのかもしれませんが、二、三千円だったような気がいたしますけれども、そういう方々には町で無償であげていると、最終的には設置までということだと思えるんですが、そういうような助成をしているようでもあります。

我が村としまして、そのような特に災害弱者の方々には無償で配布をしてあげ、また、普及率を上げていくのには一部それ以外の一般の住宅に対しても、大きな助成は無理だと思いますが、助成措置というのも考えてもいいのではないかと思います、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

住宅用火災警報器の設置対策につきましては、先ほど申しあげました西郷村高齢者福祉トータルサポートセンターの実態調査の結果を踏まえまして、設置率が低い場合につきましては何か対策を実施する必要があると思っております。

無料にするかどうかについては、予算等の問題もございますので、調査結果を踏まえまして、検討をさせていただきます。また、それ以外の一般世帯への一部補助についても検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 検討していただけるということでございます。

ご存じだと思いますが、住宅用火災警報器については、2006年のときに消防法の改正が行われて、新築住宅へは設置しなくちゃならないということになり、2011年からは既存の住宅にも義務づけしたというような内容になっております。

したがって、先ほど申し上げている方々への無償配布、これは命を守るためにもぜひ必要だと思いますし、全戸設置していくのには、若干でも一部助成をしてあげるとことはぜひ検討していただきたいというふうに思います。

ただ、そこで、もう一つお願いという形になりますが、無料配布するだけではなかなか設置まではいかないというふうに思います。といいますのは、当然火災警報器ですから、高い天井とか、あるいは壁に設置するようになりますので、それら、お年寄りとか、あるいは体に障がいをお持ちの方にやれと言っても、これは無理な話でありますので、当然その配布とあわせて設置までしてあげることが必要になってまいります。

ちょっと調べてみたところでは、県内に12消防本部がありますが、その12消防本部がある中で福島市、それから伊達地方、須賀川地方、南会津地方、双葉地方の各広域の消防本部5本部が実施している内容は、それらが無償で取りつけてあげるといって、そういう対象となる方のお宅にだけですが、そういうようなことに取り組んでいるということが出ておりました。

これら、そこまでしてあげないと、やはり普及にはつながらないのではないかと  
いうふうに思いますが、そこで、白河の広域消防本部はどうかと聞いても、こ  
れはなかなか西郷だけお願いしてもという、各町村のこともありますので、そこで、  
西郷方式とでもいいですか、西郷村としてはその設置をしてあげる方法として、この  
議場には消防団長もやっておられる矢吹議員もいらっしゃいますので、ぜひ消防団の  
皆さんのご協力をいただいてはどうかということの提案でございます。

消防団の方、今回の19号の台風時にも警戒、あるいは見回り等でご活躍いただ  
いたということはよく聞いておりますし、常に感謝申し上げているところでありませ  
けれども、消防団の方々にまず、先ほどの設置率が西郷でわからないということであり  
ますので、各地元、自分の地元の住宅にどの程度設置なされているのかどうか、そ  
ういう調査をまず前段お願いしてはどうかと。それによって、各家庭を訪問する、それ  
によってまず設置しているか、していないかをわかっていただく。

そしてまた、先ほどの対象者となる方のお宅については、設置を消防団の方に協力  
いただいて、つけることによって対象者の方の家の中がどのような配置なり、どのよ  
うな状況なのかというのを消防団の方がわかっていただくと、いざ万が一火災等発生  
したときに、その中身が頭にあれば、例えば寝室があそこだというようなことで、速  
やかに救助してあげることができるか、命を守ることの活動につながるんじゃないか  
なというふうに思います。

ただ、これも現在、消防団員、定数に満たないということで、団員の確保に団長さ  
んも頭を痛めているようでもありますけれども、やはりそれにはそれなりの活動費、消  
防団の活動費として、調査に例えば1件幾らと、あるいは設置していただいたところ  
の1件につき幾らというようなことでの、地元消防団への奨励金といいますか、手  
数料といいますか、そういうもので消防団の活動費に充てていただくというような形  
で考えてみてはどうかというふうに思っておりますので、そのことについてもちょっ  
とお伺いしたいと思っております。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、仮に消防団の方が地域の調査等を行うということであれば、  
地域の実情を消防団がつぶさに調査することで火災等の対応にも役立つということも  
ございますし、また、今のお話のように、仮に業者のかわりに消防団の方が設置して  
いただけるということになれば、資金的な面での助成もできるということで、活動の  
活性化にもつながるということで、大変すばらしいご提言だと思います。

ただ、消防団のほうに協議をさせていただくということでご理解をいただきたいと  
思います。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ここで一般質問の途中ではありますが、午後2時20分まで休憩い  
たします。

（午後1時59分）



◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

8番真船正晃君の質問を許します。8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 最後に一言だけ、休憩前の質問でお願いしたいと思います。

前向きに検討していただけるということでございます。先ほどもありましたが、これにはやはり消防団の皆様方のご理解、ご協力がないとできませんので、ぜひ村としても前向きに、そして消防団の皆さんのいろんなご要望等も聞きながら、まずは普及率を上げていただくため、それは村民の、ましてやそういう対象となられる災害弱者と言われる方の生命を守るためという大きな前提がありますし、村民の生命、財産を守るということにもつながってまいります。ぜひとも前向きなご検討をお願いを申し上げて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

質問の第2として、今回通告させていただきました公共施設整備計画についてであります。

村長は、昨年5月の就任後初めての平成30年第2回定例会の所信表明で、公共施設の中では道の駅、それから新雪割橋周辺整備に関連しての天栄の羽鳥湖スキー場までの道路整備、そしてパークゴルフ、グラウンドゴルフ場、20面のテニスコートをつくるという、総合運動公園の整備について述べられておりました。さらに、防災拠点の整備も上げておりました。

2年目の今年の3月の定例会の所信表明では、総合スポーツの活動拠点としての総合運動公園、そして同じく道の駅、そして老朽化している学校給食センターの建てかえの早期実現、さらに庁舎建設などを上げておられました。それぞれこれらの各施設、優先順位があつてしかるべきだと思います。一遍になんてどんなことしても考えられませんので、それら施設の優先順位、そしてその優先順位をつけられる理由について、村長よりお伺いをいたしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 8番真船正晃議員の質問の第2、公共施設整備計画についてお答えいたします。

先ほど話しありましたように、昨年と今年の予算説明の中で、今ほど申されました公共施設整備計画についてお話ししました。現在、公共施設の整備事業計画している主な施設としては、役場新庁舎、学校給食センター、道の駅整備に伴う関連施設であります。総合運動公園の整備につきましては現在、基本構想を策定中でありますので、基本構想策定後、計画を検討したいと考えております。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 今挙げていただいた主なものは、整備を検討したいと考えているということのようではありますが、この優先順位というか、これからこれを一番先にやっていきたいというものまでは答弁いただくことは無理ですかね。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） まず、着手しなきゃならないものは、学校給食センターだと考えております。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 学校給食センターが一番先だということで答弁いただきました。

最初のご答弁では全て必要だ、当然全て必要なものでありますし、必要だから所信表明にもうたっていらっしゃるわけでありましてけれども、今、村長からありましたように、私も当然学校給食センターが一番先、もうこれは始まっていたいただいてもいいんじゃないかというぐらいだと思います。

といいますのは、後からちょっと出てきますけれども、当初の建設予定地が9月の全員協議会で診療所というような考えが示されました。いろいろ意見が出ましたけれども、やはりそれが出てくるのであれば、当然給食センターはこうするんだという具体的な計画等がまず示されれば、理解をしていただくのもしやすかったのではないかなと。何か給食センターどこに行っちゃったんだべというのが正直な気持ちでした。

その給食センターについては、後ほどまた触れさせてといいますか、質問させていただきますけれども、まずは道の駅、そして総合庁舎が最優先で、道の駅、それから特に総合運動公園、これにつきましてはその後でも十分にいいのではないかというふうに私は思います。

もう一つ申し上げたいのは、道路整備についてなんです、先ほど申し上げましたように、村長は雪割橋の周辺整備とあわせて、広域観光の推進により交流人口の拡大、誘客を図るために、天栄村のスキー場までの道路を整備したいというような所信表明の中でおっしゃっていますけれども、その天栄のスキー場、これもきれいに整備することにこしたことはないわけですが、先ほど言った優先順位からしたら、同じ道路行政だとすれば、どんなことしても西郷搦目線、白河と協議をするようになるわけで、なかなか進んでいないんだと思いますけれども、やはり西郷搦目線のほうがスキー場までの道路をつくるよりは絶対先だというふうに私は思います。

西郷搦目線につきましては、聞いたところによりますと、昭和の時代に都市計画がつくられ、そして平成になってからやっと少し何か動きが出てきたというふうに聞いておりますが、今現在は全然動いていないんじゃないかと。それもいろいろ白河の事情等があるということも聞いておりますけれども、それらをいろいろ考えましても、整備はまず西郷搦目線が道路としては優先だというふうに思うんですが、村長、その部分についてはいかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

確かに、搦目線は私も建設課当時、担当しておりましたので、搦目線の重要度は認識しております。今、全体計画は終わっていますし、あと白河市との全体協議ですか、それはまだ調べておりません。それにも増して、先ほどからお話ししてありますように、公共施設等の整備が優先されるということで、今、搦目線においては右折レーン

等で若干、昔から比べると少し交通量がスムーズにいつているかと思ひます。

いづれにしても、搦目線は白河と協議、あるいは県代行ということも視野に入れながら、できればそっちでやっていただければ、国道289の読みかえとしてやっていただければ村の出費が少なくて済むように考えておりますので、今後、それらもあわせて検討していきたいと思ひます。

天栄村のスキー場までの道路、これも私もぜひやりたいと考えておりますけれども、先ほど来から優先順位、私も確かに優先順位を、何から先やるかというのを十分頭に入れながら、財源との絡みもありますので、そういったことでやっていきたいという考えであります。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） まずは、財布の中身からということ、これは家庭でも村でも同じだと思います。しかし、やるからには、お金を出すのであればどれが先かということはやっぱり一番先に考えるべきだと思いますし、その判断の基準は何なのかということとて考えてみますと、村の行政の中でやっていくとすれば、やはりどれだけ多くの村民の方が望んでいるのか、要望しているのかということが、また利用頻度等も考慮した上で優先順位をつけて対応していくのが普通とていいますか、とる道だと思ひますので、何度も言いますが、スキー場に行く観光客何名、いっぱい来るのかもしれませんが、同じ金をかけるのであれば、やはり西郷搦目線のほうが先だし、もう絶対それをやるべきだというふうには思っておりますので、自分の考えを申し上げて申しわけありませんが、そんなことで述べさせていただいて、次の質問に入らせていただきたいと思ひます。

ただいまそれぞれ施設の名前を挙げていただいたわけでありましてけれども、これらの施設を整備するのに、どの程度見込んでいらっしゃるのかをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 整備に関する見込額についてお答えいたします。

拠点整備に関しましては、平成29年3月に策定しました生涯安心して暮らせるための拠点づくりプロジェクト計画で、概算工事費を算出しております。その時点での概算工事費は役場新庁舎で約21億4,000万円でありましたが、最近建設された庁舎を参考にしますと、約26億円が必要かなという考えであります。

道の駅整備に関しましては、既にご承知のように、まるごと西郷館で整備されておりますので、レストラン、バス停留所等で約2億3,000万円と考えております。

学校給食センターに関しましては、防災機能及び食育機能の考え方で規模及び事業費は大きく変わるところであります。防災食育センターでは約16億円程度予定しております。これは、あくまでも防衛省の防災・食育という前提ではじいた金額であります。

現在では、学校給食機能のみで学校給食センターの整備を考えておりまして、整備費は若干削減されるものと考えております。

なお、新庁舎周辺整備及び道の駅整備につきましては現在、基本計画を作成しているところであります。今後、整備する施設、規模等が決定していきまると、より現実的な概算工事費が算出されることと思ひます。

また、総合運動公園につきましても現在、基本構想を策定中でありますので、策定する段階で概算事業費が示されると思ひておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 今、金額の見込みをご答弁いただきました。庁舎は26億円ぐらいということで、道の駅が2億円ちょっとですか、給食センター、防災食育センターの時点で16億円ということですが、実際、庁舎等はやるとすればもっとかかってくるのではないかなというふうに思ひます。今、答弁いただいただけでも40億円超えます。40億円といいますと、今、この西郷村の通常の年間予算、聞くと大体80億円ぐらいがベターなのかなといいますか、そのぐらいが放射能対策等全部除いた場合にはその辺の数字が大体のところなのかなと思ひます。そうしますと、年間予算の約半分というようなことになりますので、やっぱり優先順位、それから中身の検討ですね、これらを十分にした上で計画を進めていただきたいと思ひますが、財務計画とかについては明日の同僚議員の質問の中にあるようでありますので、私はその部分については質問は省かせていただいて、いずれにしても、金額が大きくなるわけであります。当然のこと、大きくなるのは当たり前なんですけど、十分に検討していただくことをここではお願ひしておきたいと思ひます。

その中で、ご説明にもありましたが、防災食育センターで、私ども議会としては当初、NTT協のところのできるものだというふうに思ひてまいりましたが、建設計画が今度、学校給食センターというようなお話もございましたので、まず、前に説明はいただいているのかもしれませんが、ちょっと私はっきりとした区別ができないところもありますので、防災食育センターと学校給食センターとの違いですね、これをまずちょっとご説明いただければと思ひますので、お願ひいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 防災食育センターと学校給食センターの違いについてお答ひいたします。

防災食育センターとは、通常時は学校給食を賄う給食センターでありますが、防災教育・環境・食について学ぶ食育センターとしての機能も兼ね備えております。また、災害時には避難所への応急給食を行うと同時に、避難所帰宅困難者の一時滞留所ともなる総合防災施設でもあります。

学校給食センターは、現在も村にセンターがございますが、防災食育センターから防災機能を除いた学校給食を賄う施設でございます。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 要は、防災食育の部分を除いたものが学校給食センターだということの理解してよろしいんでしょうね。そうすると、当然、予算といいますか、実際

つくるとすれば費用も違ってくるということになると思いますが、前に全員協議会で説明は、考え方は伺ったところはあるわけではありますが、防災食育センターから学校給食センターに変更された理由について改めて、わからない村民の方もいらっしゃると思いますので、もう一度、恐れ入りますが、その分についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

この件につきましては、全員協議会と、あと今回の議会の冒頭に説明させていただきましたけれども、再度ご説明したいと思います。

学校給食センターは、昭和53年3月に建築され、築41年が経過しています。老朽化が著しく、また完成当時と現在では衛生基準も異なり、その対応のためにも早急なる改築が必要であります。このため、学校給食センターについては、改築時の検討を進め、あわせて財源確保のための補助事業等を模索しているところでありました。防災食育センターであれば、防衛施設周辺民生安定施設整備事業、まちづくり支援事業で採択される可能性が高いため、給食センターではなく、防災食育センター整備として関係機関に要望等を行ってきたところでありました。

しかし、防衛省所管の補助事業は、川谷由井ヶ原線、いわゆる雪割橋かけかえ事業を実施しているため、この事業完了後に再度要望等を行うこととなります。その場合でも、採択されるかどうかは不確定であり、採択されるにしても早くても令和4年からの計画づくりになります。そういうことを考慮すると、この場合でも供用開始は令和7年以降となってしまう、先ほども第1番に給食センター建設ということをお考えと、早期建設を目指すためには複合施設の防災食育センターではなく、単一の学校給食センターとして整備する方針に変更してきたものでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 防衛省の関係もありますので、その理由については理解をいたしました。

先ほど村長のほうから、給食センターが一番先だというふうにおっしゃっていただいたので、何度も繰り返しになってしまうかもしれませんが、たしか平成29年の9月の補正で給食センターの施設の修繕だったと思ったんですが、あのとき200万円ちょっとの補正予算が承認されました。翌年の30年には、あれは回転鍋と冷蔵庫を購入という名目だったと思いましたが、350万円ほどの補正が出されました。

どちらも当然、給食センターをやっていく上では必要なものですから、承認されるのが当たり前だと思いますけれども、毎年、やはりそういう形で、老朽化によっての設備、あるいは備品の買い換え、それが新しいセンターができたなら、そちらでも再度使えるのかということ、もう全てそれは不可能と、無理だということになるものようでありまして、やはりどんなことをしても早く給食センター、給食センターにするとして早急に計画を進めていただきたいと。その計画がいつまでに、どのような考え

方でいらっしゃるのか、その辺についてスケジュールまで、村長のほうからご答弁いただければと思いますので、お願いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 学校給食センター建設の進め方ということでお答えいたします。

学校給食センターにつきましては、まず早急に計画地を決定したいと考えております。現在、学校給食センターの早期整備を図るため、村有地の有効活用や給食の配送面等を考慮し、計画地の絞り込みを現在行っているところであります。また、計画地を選定するとともに、今年度、学校給食センター建設基本計画の策定に着手し、給食センターの規模、整備方針、運営方法等を決定したいと考えております。

今後のスケジュールとしましては、令和2年度に基本設計、実施設計、早ければ令和3年度には建築工事に着手し、令和4年度中には新センターでの学校給食を開始したいと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、一番先に完了させたい施設というふうに考えておりますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 早急にということで、再度、村長からの答弁いただきましたので、ぜひですね、すぐにでも始まっていただきたいと。実際つくるとなると、やはり今答弁にもあったように、2年、3年すぐあつという間にたってしまう。4年度中には開設したいということですので、ぜひ、早いのにこしたことはありませんので、議会終わったらすぐでもひとつ取り組んでいただきたいなと思います。

なお、1つお願いしておきたいのは、実施に当たっては当然やられていると思いますが、場所も含めて、やはり現場の皆さんの声、それから担当部署等の意見等も十分に吸い上げて、つくるのであるからにはいい施設、いい給食センターをつくっていただくことをお願いを申し上げておきたいと思います。

それから、この変更の内容についてでありますけれども、平成30年に拠点づくり基本計画策定委員会を立ち上げてというような、所信表明にも入ってございましたけれども、この委員会にその変更は、防災食育センター、あるいは給食センターの予定地を診療所に変更するということについて、委員会のほうに諮ってあるのか、説明してあるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 防災拠点となる新庁舎を含めたエリアについて、平成30年度から3か年で拠点づくりプロジェクト基本計画を策定しているところであります。策定に当たりましては、村民や関係機関の代表者等で組織する委員会及び役場管理職で組織する幹事会、係長等で組織するワーキンググループを立ち上げ、検討しているところであります。

拠点エリア内で決定しております白河消防署西郷分署の設置場所や、今回の防災食育センターから医療機関等への用地の変更については、拠点づくりプロジェクト基本計画策定委員会でご説明し、ご理解をいただいたところであります。

また、今後12月20日に開催予定であります村の総合振興審議会におきましても同様にご説明をしたいと考えております。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 説明をしたということでございますし、あと20日ですか、総合審議会のほうにも説明をするということでもありますけれども、この拠点づくりの委員会のほうには、いつの委員会のご説明だったのか。それから、そのときの委員会で、この変更についてのご意見は何かなかったのか、その部分についてご答弁お願いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

12月4日に開催した拠点づくりプロジェクト基本計画策定委員会で、今回の防災食育センターから医療機関等への用地の用途変更について報告したところであります。委員の皆様方からは、変更の理由についての説明を求める意見と、今後変更があった場合にはすぐに説明を行うべきという2点について意見が出されました。そういうことでありますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 12月4日ということですから、2回目の全員協議会の後ですね、されたということで、その中で2つの意見があったということですが、最後の御意見で、変更があった場合すぐに説明すべきだというようなご意見があったということでもありますけれども、ごもっともだと思います。

これからも、議会をはじめ各種委員会等でも、やはり変更や何か報告、説明が必要なものについては速やかにやはりやるべきだと思いますので、今後の対応についてはよろしく願いをしたいと思います。

公共施設関係の最後の質問に移りますが、この計画を進めていくに当たっての組織体制についてでございます。

特に、総合庁舎の建設政整備については、約50年に1回の大プロジェクト、大仕事だと思います。したがって、いろいろ委員会やワーキンググループをつくって、いろいろ検討しながらということで今お聞きしましたけれども、これらのそれぞれの委員会、あるいはプロジェクト、ワーキンググループ等でのこのプロジェクトに関しての仕事は、これから相当の仕事量、膨大な仕事量になってくるのではないかとこのように思います。

そのほか、現在、説明を前にいただいた課、企画政策課については、そのほかにも今、デマンド交通、これから立ち上げもあるわけですし、さらに私も前回から調査員としてやらせていただいています国勢調査も、来年がその年になると思われました。それぞれそのほかの通常の業務とか考えますと、これだけの大きな仕事、やはり片手間では大した計画なりはできないんじゃないかと、それが心配するところでもあります。

やはり、これだけの大きなボリュームある仕事、それだけじゃなくて、道の駅だ、給食センターだ、いろいろある中でやっていくのには、やはりそれなりの専門部署的

な、きちんとした組織をつくった上で計画を進めていっていただくのが大事なんではないかなというふうに思っております。これら組織の体制整備について、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、本当に片手間ではできる仕事ではありません。来年6月をめどに基本計画を策定することとしておりますが、基本計画策定後は基本設計となりますので、配置、機能、規模等の具体的な内容、項目を決定していかなければなりません。

また、議員おただしのように、来年度は国勢調査、それからデマンドの本格実施等も入ってきますので、現体制では非常に困難であると認識しておりますので、組織も見直しを図りながら体制を整えていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 体制を整えて考えていくということでご答弁いただきました。本当に大きな仕事であります。村民も期待しているところ大きいと思います。

やはり、皆さんが喜んで利用していただけるような総合庁舎であり、給食センターにも子どもさんなり、皆さんが喜んでいただけるような食事が、学校給食が提供できるような、やはりそういうためにはきちんとした体制で検討し、実行に移していくことが必要だと思いますので、ぜひとも村長の力強いリーダーシップをご期待申し上げ、私の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君の一般質問は終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（真船正康君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日12月11日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後2時56分)